

# 要　望　書

令和2年8月

公益社団法人 全国都市清掃会議

## 目 次

I 令和2年度定時総会における決議	-----	1
II 要望事項		
第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望	-----	2
1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について		
2. 交付金等の財政支援について		
第2. リサイクル関連法の推進に関する要望	-----	6
1. 容器包装リサイクル制度について		
2. 家電リサイクル等の円滑な推進について		
3. 食品リサイクルの推進について		
4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について		
第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望	-----	14
1. 法整備の推進について		
2. 適正処理困難指定廃棄物について		
3. P C B 廃棄物の期限内処理の推進について		
4. 一般廃棄物となる建材等について		
5. 紙おむつや医療系廃棄物について		
6. 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について		
第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望	-----	17
1. 再生可能エネルギー法について		
2. 電力の計画値インバランス制度について		
3. 小売電気事業者登録制度の充実について		
4. 溶融スラグの利用促進について		
5. ガラス製廃棄物（食器、鏡等）のリサイクルについて		
6. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について		
7. 手数料徴収事務の円滑な推進について		
8. 安定型最終処分場の見直しについて		
9. 産業廃棄物処理施設の集中について		

10. 漂流・漂着・海底ごみについて
11. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について
12. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について
13. 国による広域的な最終処分場の確保について
14. 無許可の廃棄物回収業者による廃棄物の収集に対する措置について
15. メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて
16. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について
17. 産業廃棄物処分業許可事業者に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における措置命令の実効性について
18. 太陽光発電モジュール等の自主回収について
19. し尿処理施設と下水道の接続について
20. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について
21. バグフィルター改良工事への支援
22. 国による焼却施設及び最終処分場の整備
23. 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について
24. 災害廃棄物処理補助金の継続について
25. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について
26. 東日本大震災の災害廃棄物に係る放射性物質のモニタリング費用について
27. 放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について
28. 新設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について
29. 放射性物質汚染対処特措法に基づく特定一般廃棄物の焼却施設に係る対象地域要件の見直しについて

## I 令和2年度定時総会における決議

われわれは、循環型社会形成の推進と地域の生活環境の向上を図るうえで廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化・再生利用を促進するための諸施策を積極的に進めるとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備やこれら施設の適正かつ効率的な運営管理を行うなど廃棄物の適正処理を一層推進すべく懸命の努力を続けていいるところである。

さて、わが国の廃棄物処理に関しては、昨今の大規模災害を踏まえ、安全・安心を基調に循環型社会、低炭素社会、自然共生型社会の三つを統合的に推進していくことにより、持続可能な社会の実現をすることが大きな課題となっている。

国においては、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理施設整備計画の見直しが行われ、更なる循環型社会の形成に向けた取組みがスタートした。

また、廃プラスチック有効利用率の低さ、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となっている中で、プラスチック資源循環戦略を策定した。

このような状況の下、我々公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村等で組織する団体として、その責務である廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、廃棄物の適正な処理を一層推進すべく、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成推進に向け努力している。

また、新型コロナウィルス感染症に関する緊急事態宣言が本年4月になされたが、一般廃棄物の処理責任を担う市区町村等は、こうした、状況にあっても廃棄物処理を住民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラとして位置づけ、感染症対策を適切に行うとともに業務の継続に尽力しているところである。

更に、市区町村等においては、依然として厳しい財政状況で推移している中で、創意工夫を凝らし廃棄物行政の効率的な管理運営を進め、地域の循環型社会形成推進の中核としての役割を担ってきている。

加えて、SDGsの推進など環境問題等への社会的要請の高まりの中、市区町村等は持続可能な社会の実現に向けて、更なる取組みが求められているところである。

国においては、地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識し、環境政策への取組み及び循環型社会の形成が一層推進できるよう、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

### 記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

令和2年5月21日

公益社団法人 全国都市清掃会議

## II 要望事項

### 第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

循環型社会形成推進交付金等の財政措置は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、自治体が推進する一般廃棄物処理施設等の整備に不可欠なものである。

自治体における廃棄物処理施設は安全で快適な市民生活を保持する上で欠くことのできない重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、各自治体は地域計画に基づき循環型社会形成推進交付金を主要な財源として事業を進めているが、特に平成2年度以降にダイオキシン類対策のために緊急かつ集中的に整備・更新された一般廃棄物処理施設の多くは老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。

令和2年度は、当初予算に591億円を計上し、令和元年度補正予算と併せて、合計1,074億円を計上しているが、循環型社会形成推進交付金等の当初予算は所要額と大きく乖離しているうえ、自治体の一般廃棄物処理施設更新需要のピークはまだ数年は続くと思われる。

については、あらゆる機会を捉えて循環型社会形成推進交付金等の予算を確実に確保するとともに、制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

#### 1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

##### (1) 安定的、継続的な財政措置

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況の中、交付金収入を財源とした地域計画を策定したうえで、計画的に事業を推進している。

また、地元住民の合意形成にあたっては、長年にわたり協議や説明会等を積み重ね、多大な時間と費用を掛けてようやく施設整備に至っている経緯がある。

循環型社会形成推進交付金等の予算額の不足は、整備スケジュールを遅らせ、新たな地元との調整等を迫られるだけでなく、事業実施自体が困難となる恐れがある。

については、

- ① 施設整備事業が計画的に実施できるよう、国において確実に、安定的かつ継続的な財政措置を講じること。
- ② 当該事業の所要額に見合う交付金を、年度当初において、事業満了まで交付率を維持し、満額を交付すること。
- ③ 交付金予算について、地域によって交付状況に差が生じないよう配分すること。  
エネルギー回収率の交付要件に特例を設けるなど、地域の実情に合わせた制度の柔軟な運用を図ること。
- ④ 循環型社会形成推進交付金は、その多くが環境省所管の予算として計上される一方で、北海道地区では国土交通省所管の北海道開発予算として計上されており、事業の増減に対し柔軟な対応が出来ない状況であることから、予算が計上される省庁によって交付金内示状況に大きな差が生じないよう、交付金要望に応じた柔軟な運用を行うこと。

##### (2) 交付対象範囲の拡充について

###### 1) 基幹的設備改良事業に係る交付対象事業の拡大

###### ① 長寿命化・延命化につながる基幹的設備

循環型社会形成推進交付金の交付対象となった廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業の交付要件は、基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合であって、また交付対象となる設備・機器は二酸化炭素の排出削減に寄与するもののみに限定されている。

しかし、既に二酸化炭素削減効果の高い焼却施設あるいは老朽化した施設の機能回復を計画的・効果的に行なうことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につなが

ることから、こうした基幹改良事業についても交付対象とすること。

② ごみ破碎処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル・資源化施設

交付金制度の改正により、リサイクルセンターなどのマテリアルリサイクル推進施設については、地球温暖化に資する設備に限り、交付対象となった。

ごみ破碎処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル・資源化施設は、延命化工事が交付対象外となっているが、循環型社会の形成推進において極めて重要な施設であり、長寿命化計画診断及びそれに基づく改良工事等を行うことで施設の耐用年数の延命化が図れるため、延命化工事も交付対象とするよう交付要件を緩和するなど柔軟な運用を図ること。

③ 中央監視制御装置など主要設備

廃棄物処理施設の中央監視制御装置など主要設備の補修・更新は、直接的な二酸化炭素削減の効果はないものの、廃棄物処理施設の安定稼働には必要不可欠であり、多額の財政支出を要するため、交付金制度の対象とすること。

④ 一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、埋立期間中及び埋立の終了後も埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となることから、最終処分場を管理する自治体にあっては、浸出水処理施設の補修・更新をはじめ閉鎖整備等に向けた費用の増加が課題となっており、このままでは維持管理に支障が生じる状態となっている。

については、自治体が最終処分場を廃止するまでの間、継続して維持管理できるよう浸出水処理施設の補修・更新等を交付対象とすること。

また、早期の廃止が実現できるよう、公共施設等の除去に係る地方債を拡充すること。

⑤ 災害等廃棄物処理事業費補助金対象範囲の拡大

平成30年7月豪雨災害の事例などをはじめ、大規模災害時において、家屋が半壊に至らない状況でも、実質解体せざるを得ない状態であれば、「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象とすること。

## 2) 廃棄物処理施設整備に係る交付対象範囲の拡充

① 用地費及び余熱利用施設等地元対策事業費

建設候補地の地元とは、長期にわたる協議が必要となるが、建設同意を得た後、事業を計画的に執行するためには、国の予算の確保と、継続的な財政支援が不可欠である。

については、現在対象となっていない、最終処分場等に係る用地費及び住民理解を得るために必要な余熱利用施設等の周辺や地域環境整備にかかる費用を交付対象とすること。

② 広域処理を推進するための廃棄物処理施設整備

廃棄物処理施設整備計画では、持続可能な適正処理の確保に向けた施設整備という考え方の中で、廃棄物の広域処理を計画的に進めることが記載されている。

また、広域的な視野で安定的かつ効率的な廃棄物処理システムを構築し、高規格の施設により集約的・効率的な廃棄物発電を行うことで低炭素社会の構築に資する面もある。

については、循環型社会形成推進交付金制度を拡充し、一般廃棄物の広域処理を推進するための、焼却工場、選別施設、圧縮中継施設等の施設整備（解体含む。）に対する財政的支援を行うこと。

③ 一体として整備が必要な建屋部分の整備

廃棄物処理施設の整備は、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況の下、交付金を財源とした財政計画に基づき事業を進めている。

については、施設を設置するにあたり、一体として整備が必要となる建屋部分（管理棟、水処理施設など）の整備を交付対象とすること。

④ ごみ中継施設の施設整備及び更新事業

広域的な視野でごみ中継施設の整備を行うことは安定的・効率的な廃棄物処理システムを構築でき、環境負荷の低減、低炭素社会の構築等にも資するため、交付対象とすること。

⑤ 一時的に計画ごみ量を超過した処理能力施設

一般廃棄物処理施設を新たに整備する場合、安定的かつ継続的なごみ処理を確保する観点から、長期的な施設整備計画等に基づいて整備する場合は、一時的に計画ごみ量を超過した処理能力についても、交付制度の対象とすること。

⑥ 高効率発電施設

東日本大震災以降の電力確保の一端を担うごみ発電の観点から、新たな高効率ごみ発電施設を交付対象とすること。

⑦ エアゾール製品等処理設備整備

エアゾール製品等の安全な中間処理専用の処理設備の増設・更新、既存車両の改造や専用機器の導入に要する費用を交付金の対象とすること。

⑧ 水銀排出規制に対応するための施設整備

水俣条約発効に伴い大気汚染防止法の水銀排出規制に対応するため、焼却炉の水銀除去のための新設導入や更新を交付金の対象とすること。

⑨ し尿等の前処理施設等

し尿の処理については、公共下水との汚泥共同処理を推進するMICS事業による国庫支援措置が講じられているが、共同処理のために整備することが必要なし尿等の前処理施設及び下水処理施設の改良事業等は、支援の対象となっていない。

については、し尿等の前処理施設等を交付対象とすること。

また、下水道投入により「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、小規模化・効率化を図る場合なども交付金の対象とすること。

⑩ 汚泥再生処理センターの整備事業

汚泥再生処理センター整備事業では、「有機性廃棄物を合わせて処理すること」が交付要件とされており、要件を撤廃すること。

上屋部分も交付金の対象とすること。

⑪ 合併浄化槽の設置及び更新

浄化槽設置整備事業に関して、汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への合併浄化槽の設置及び更新について、補助対象とすること。

3) 災害に強い廃棄物処理システムの構築

① 災害廃棄物等の選別・ストックヤードの整備

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理のため、ストックヤードの整備は重要な課題となっている。

については、ストックヤードを整備するための用地の確保及び整備を交付対象とすること。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、既存の廃棄物処理施設に対し、災害時における電気・水等のユーティリティ供給機能の整備、災害用バックアップ施設の整備及び施設の浸水対策整備についても交付対象とすること。

② 災害等廃棄物処理事業の補助対象範囲の拡大

災害等廃棄物処理事業費の補助対象事業は、「生活環境上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業」とされている。

汲取便槽と単独処理浄化槽はともに一般家庭におけるし尿処理のための設備であるが、豪雨・洪水・高潮などの水害発生時の廃棄物処理事業において、被災した個人の浄化槽の機能回復に必要な泥土の抜き取り費用等については汲取便槽に係るし

尿収集のみが対象となっている。

については、同じくし尿が混入している浄化槽からの汚泥収集等経費についても災害等廃棄物処理事業費の補助対象とすること。

#### 4) 廃止した廃棄物処理施設等の解体工事

廃棄物処理施設の解体は、ダイオキシン類の飛散防止や作業員の曝露防止対策等に膨大な費用を要し、設置主体が全ての費用を賄うことは困難であるのに加え、解体に係る循環型社会形成推進交付金は、交付対象範囲が「解体跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備する場合」に限定されているため、解体処理が進まない現状にある。

については、施設解体を促進するため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など、次の全ての廃棄物処理施設の解体工事や関連する対策工事について対象とすること。

また、解体跡地に一定規模以上の再生可能エネルギー施設を建設する場合においても、解体時の費用を交付対象とすること。

- ① 新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事
- ② 解体跡地以外に新施設を建設する場合
- ③ 新施設建設後に解体工事を行う場合
- ④ 解体後に廃棄物処理施設の付帯及び関連施設の整備を行う場合
- ⑤ ごみ処理広域化に伴う施設の集約化により廃止する施設解体工事
- ⑥ 最終処分場の水処理施設及び選別施設などの解体
- ⑦ し尿処理施設の解体事業は循環型社会形成推進交付金の交付対象外となっており、起債も不可とされているが、し尿等希釈投入施設建設や下水道施設において一体的に処理することにより、廃止となる場合がある。

については、自治体の厳しい財政事情を考慮し、施設の集約化など、効果的・効率的な廃棄物処理に係るし尿処理施設など焼却施設以外の廃棄物処理施設の解体も交付対象事業とすること。

また、解体において起債を行えるようにすること。

#### (3) 交付率の引き上げについて

廃棄物処理施設は市民生活に必要不可欠なものであるが、その整備には、発電・余熱利用施設整備だけでなく公害防止施設等多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担となっている。

平成28年度からエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業がエネルギー対策特別会計の対象事業となり、高効率エネルギー回収に係る設備は交付率が2分の1となつたが、その他の設備は3分の1である。

については、廃棄物処理施設の整備等が円滑に行えるように交付率を引き上げること。

#### (4) 廃棄物処理施設の適正価格算定基準の策定について

廃棄物処理施設には、一定基準の品質を求めることが必要であるが、品質確認・履行確認には相当の労力を要する。

現在、設計にあたっては標準仕様・積算基準がない反面、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領において間接工事費のみが定められていることから、多業種にまたがる積算基準の準用について苦慮している。

計画支援事業として専門技術者の関与が重要であるが、近年ダンピングによる品質低下を危惧しており、適正な仕様・積算による適正価格での発注が不可欠である。

また、工事等においても、公平性・透明性を高め、品質の高い施設整備を経済的に行うため、適正な仕様・積算による適正価格での発注が不可欠である。

これらのことから、標準仕様・積算基準を策定すること。

### 2. 交付金等の財政支援について

#### (1) 灰溶融固化設備の運営

焼却残渣のリサイクル推進及び適正処理のための溶融設備の運転や維持管理に要す

る経費は膨大であり、自治体にとって大きな負担となっている。

ついては、灰溶融固化設備の運営に係る財政的な支援を行うこと。

(2) 環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設等

施設立地周辺の環境保全のため、近年、環境基準を大幅に上回る自主管理基準の設定等に積極的に取り組んでいる施設がある。

ついては、環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設に対しては、財政支援措置を検討すること。

(3) 焼却灰の外部の民間事業者等への委託処理

近年は、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の資源化として、民間委託先におけるセメント原料化や焼成、溶融固化する処理ルートも確立されつつあり、残渣のリサイクル率向上に貢献している。

現在、民間処理委託については支援策が講じられていないが、自治体の実情に応じて民間処理ルートを活用することは、最終処分量の削減や温室効果ガスの削減等による循環型社会の形成に貢献するものである。

ついては、焼却残渣の民間への委託処理について、自治体への財政措置を講じること。

また、循環型社会形成の推進及び最終処分場の延命化の観点から、焼却残渣の資源化に対して、財政支援すること。

(4) 発生汚泥等の堆肥化等に関する施設整備

現在、汚水処理施設共同整備事業（MICS事業）が社会资本整備総合交付金による支援措置として講じられているものの、その補助対象経費は限定的となっている。

ついては、温室効果ガス削減をより効果的に促進するため、発生汚泥等の堆肥化等に関する施設整備に対して、交付金や一般廃棄物処理事業債、下水道事業債の対象とするなど、新たな財政措置を講じること。

(5) ごみ中継施設整備事業と譲渡所得の特別控除

広域でのごみ処理に必要不可欠なごみ中継施設の整備については、施設全体が対象となる財政支援の制度がない。

また、必要な用地を施設整備の用に供した場合、ごみ中継施設整備事業は事業認定を受けないと租税特別措置法上の譲渡所得の特別控除が適用されないため用地確保に支障を来たし、事業の円滑な実施の妨げとなっている。

ついては、ごみ処理の広域化を促進するために、ごみ中継施設整備事業について、事業認定を受けなくとも特別控除が受けられる特掲事業とすること。

(6) 公共施設の除却に係る地方債

埋立処分が終了した一般廃棄物最終処分場は、安定化までには長期の期間を要することから、その維持管理費用の増加が課題となっており、このままでは維持管理に支障が生じる状態となっている。

ついては、一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備及び廃止モニタリング費用について、公共施設等の除却に係る地方債の対象とすること。

(7) リサイクル施設への財政支援

自治体の一般廃棄物処理計画や循環型社会形成推進地域計画に基づき、リサイクル施設を整備する際には、事業者が行う場合であっても、一定の財政措置を検討すること。

## 第2. リサイクル関連法の推進に関する要望

### 1. 容器包装リサイクル制度について

平成25年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に係る2度目の見直しにおいては、論点整理が行われたものの議論は進まず、平成26年9月以降の長い中断を経て平成28年1月に再

開され、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体からの強い要望である役割分担の見直し、費用負担の軽減や対象物の拡大などに関しては、見直しが行われなかつた。

同報告書においては、「今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから5年後を目処に、制度の施行状況などを踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことが適当である。」と記載されているが、容器包装リサイクル制度の円滑な推進を図るためにには、継続的な関係者間の協議が必要である。

については、容器包装リサイクル制度の円滑な推進に係る取組等について引き続き要望する。

#### (1) 自治体と事業者間の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度では、市町村が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うこととなっているが、市町村の経費負担が重いため、分別収集が進むほど市町村の財政状況を圧迫している。

プラスチック製容器包装廃棄物については、自治体の負担軽減をこれまででも要望してきているものの、依然として自治体の負担する費用が大きく、容器包装対象品目の分別収集を中止する自治体も出てきているところである。

については、本制度を持続可能なものとするために、自治体の負担を軽減する施策を要望する。

- ① 収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理費、住民に対する周知啓発経費など自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の強化・明確化を図り、自治体の負担を軽減すること。
- ② プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度プラスチック資源一括回収実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含め見直しを早急に図ること。
- ③ 容器包装リサイクル法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については、自治体の負担ではなく事業者の負担とすること。

分別基準適合物の再商品化に係る自治体負担分を事業者負担とすること。

#### (2) 引取品質基準

プラスチック製容器包装廃棄物については、「引き取り品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、評価基準の変更や再商品化の品質に直接影響のない収集袋の破袋度の評価や指定収集袋を異物扱いする評価方法により、自治体は負担を強いられているとともに、市民・消費者に対しては分かりにくい制度となっている。

については、

- ① 容器の汚れなどに関しては、若干の汚れは問題ない場合があり、客観的な判断が難しい面があることから、収集袋の破袋度の評価方法を見直すとともに、より分かりやすい品質基準を示し適正な運用を図ること。
- ② 引き取り品質基準において異物とされている指定収集袋や市販の収集袋及びクリーニング袋など非容器包装については、異物とせずに、同一の素材であれば同一の商品化ができるようわかりやすい素材別リサイクルを実施する制度とすること。  
また、再商品化手法ごとの基準を定め、より柔軟性のある制度を構築すること。
- ③ ペットボトルの引き取り品質ガイドライン及びペール品質調査項目の変更が行われ、市民の分別負担及び自治体の負担増となり、指定法人ルートの拡大に影響があると考えられる。

ガイドライン等の変更を検討する際には、自治体の意見を聴取・反映させ負担を増大させないこと。

### (3) 再商品化手法

プラスチック製容器包装廃棄物については、現在、引き取り品質基準が一律となっているが、本来は再商品化手法により求められる品質は異なるはずである。

また、現在、自治体側に再商品化手法の選択の余地がないため、自治体の事情に関わらずマテリアルリサイクル手法が趨勢となっており、自治体の財政負担が大きくなっている。

については、

- ① 自治体が再商品化事業者に引き渡す際のペールの品質基準を、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル等のそれぞれの再商品化手法ごとに必要最小限の基準とすること。

各自治体が再商品化手法を選択できるようにすること。

- ② 再商品化手法について、それぞれの処理能力・実情に見合ったものとなるよう、自治体に再商品化手法の選択に係る裁量権を持たせること。

- ③ 同一素材であれば再商品化できるように見直すこと。

### (4) ペットボトルリサイクルの入札について

有償で取引されているペットボトルのリサイクルについては、収集運搬、中間処理等多額の税金が投入されているため、リサイクルの手法、地場リサイクル業者の選択、国内循環などについて市町村の意向が反映される入札制度を引き続き検討すること。

### (5) 市民（消費者）が分別・協力しやすい制度

プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化促進のためには、市民（消費者）の協力による適正な分別排出が不可欠であるが、プラスチック製容器包装は形状や素材が複雑なため、見分け方が困難であり、市民（消費者）の分別・排出に支障をきたしている。

そこで、容器包装を含めたプラスチック製品全般を容器包装リサイクル制度の対象とするなど、市民に分かりやすい素材別の分別の促進と資源の有効利用を図ることが重要である。

容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても資源化が図られるよう法制度の見直しを図ること。

については、

- ① 識別マークの表示義務の範囲を拡大すること、表示サイズを大きく見やすくすること、再商品化手法に沿ってマークを細分化すること等、市民から見てわかりやすく分別・排出できるような表示にすること。

また、容器の汚れなど客観的な判断が難しい面があり、より分かり易い基準を示すなど、適正な運用を図ること。

- ② 容器包装を製造する事業者に対し、分別・リサイクルが容易な製品開発及び普及促進や、分別排出に係る市民、消費者のインセンティブ導入を義務づけるなど、市民等がより分別出しやすいシステムを構築すること。

また、分別することによる市民への具体的なメリットを情報提供すること。

- ③ 関係者が情報を共有し、相互理解を深め、連携と共同による取組を一層促進するため、特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う取組状況の報告について公表すること。

- ④ 市民への説明責任を果たすため、再商品化の過程での最終処分量や温室効果ガス、天然資源投入量などの環境効果を、再商品化事業者ごとに把握して公表すること。

- ⑤ バイオマスプラスチックの導入については、既存のリサイクルシステムに影響がないよう慎重に導入すること。

- ⑥ 環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、熱回収によるリサイクル（サーマルリサイクル）率が明確になっていない。そこで、市民に「循環型社会の形成推進」をさらにアピールするためにも、熱回収を

含んだリサイクル率の公表とともに焼却灰のセメント化による再生利用を含んだリサイクル率を公表すること。

⑦ 近年、容器製造に係る原材料の省資源、軽量化が進んでいるため、ペットボトル等の分別等の作業量は増加傾向にあるが、リサイクル重量及び率には反映されない。

そこで、容器容量や分別作業量に見合ったリサイクル率の算出方法に見直すこと。

#### (6) 発生制・再使用を優先させる新たな仕組み

循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量と環境負荷の低減に向けた取組を一層推進するためには、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、地域循環圏の形成を促進する新たな仕組みを導入することが重要である。

また、事業者自体が、発生抑制・再資源化を積極的に行えるようにする必要がある。

については、

① 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造事業者等によるリターナブル容器・ワンウェイ容器等の生産、流通、使用、回収等の促進や販売店での引取を義務化するシステムを構築すること。

② ガラス製容器のリターナブル、リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること。

③ 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、デポジット制度の導入や飲料メーカー等の責任と負担による回収・リサイクルシステムを構築すること。

④ レジ袋以外の使い捨てプラスチック製容器包装・製品についても配布・使用を制限する法的措置を検討すること。

⑤ ガラス製容器は使用済み包装容器を回収するシステムが構築されていない。容器の規格の統一や分かりやすい識別表示、デポジット制の導入など、新たな仕組みづくりを図ること。

#### (7) 合理化拠出金

合理化拠出金は、容器包装リサイクル制度における市町村の取組を支援するうえで一定の役割を果たしてきたが、その制度設計等から再商品化想定単価を見直す度に単価が下がっており、近年は拠出金の額が著しく減少している。

については、合理化拠出金制度については、安定的かつ持続可能な制度とするよう全面的に再検討を行うこと。

#### (8) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物（いわゆる製品プラ）

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装プラスチックと同一素材であっても指定法人ルート（容器包装リサイクル法の再商品化ルート）に乗せられないため、焼却・埋立てなどの処理を行わざるを得ない状況となっている。

さらに自治体において資源化するためには分別収集・選別保管に多額の費用がかかるほか、容器包装とそれ以外を分別して排出しなければならないため市民の混乱を招くという問題もある。

については、

① 資源の有効利用を促進するため、容器包装以外のプラスチック製廃棄物の回収・リサイクルを、容器包装リサイクル制度と同様に事業者に義務付けること。

② 容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、事業者中心のリサイクルシステムの構築を検討すること。

③ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物の回収・リサイクルについて、自治体、特定事業者、再商品化事業者等の各主体が議論する場を設けること。

## 2. 家電リサイクル等の円滑な推進について

### (1) 家電リサイクル法の見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、二度目の見直しを行い、平成26年10月に最終報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体から強い要望のあるリサイクル料金の前払制度の導入や、対象品目の拡大等についての見直しは見送られた。

自治体の立場からは、家電リサイクル制度の円滑な推進に関しては、様々な課題があるので、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、より抜本的な見直しをすること。

#### 1) 廃家電製品の再商品化等費用の前払い制度の導入

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費用の負担のみならず廃棄にかかる手間も消費者にとって負担となっている。また、排出時に費用などの負担を求めていることが不法投棄を誘発する要因や、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題などを助長する要因となっていると考えられる。

については、家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムを円滑に実施するため、家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、販売時費用回収方式（いわゆる「前払い方式」）又は製品価格への上乗せ（内部化）とすること。

#### 2) 対象品目の拡大

① リサイクル対象品目の拡大は自治体にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き家電リサイクル対象品目の拡大が必要である。

については、有用資源を含む家電製品を対象品目として追加指定すること。

② 大型で重量のある家電（電子レンジ・電動マッサージチェア・電気オイルヒーター）及び介護用品（電動ベッド、電動車椅子など）等、家電リサイクル法の対象外の廃家電等については、一般家庭への普及率及び自治体での処理実態などを考慮した上で、対象品目に追加指定すること。

③ 家庭から出る業務用冷蔵庫等廃棄物の適正処理・リサイクル推進の観点から、全量が製造事業者等事業者によりリサイクル制度や広域でのフロン使用一般廃棄物の処理制度を構築すること。

#### 3) 不法投棄された廃家電製品の回収等

① 不法投棄された廃家電製品を自治体が回収して製造業者に引き渡す場合の収集運搬費用、リサイクル費用については、自治体の負担となっている

については、自治体に対する減免制度の創設や国による財政措置を講じること。

または、自治体の負担ではなく、製造業者等事業者が製品の無料回収や費用を負担する仕組みとすること。

② 自治体が実施する不法投棄対策に対して一般財団法人家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力が行われているが、この制度は必ずしも自治体にとって使い勝手のよいものとなっていない。

については、わかりやすい制度とともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

③ 不法投棄された対象機器について、メーカー等による自主回収ルートを構築すること。

④ 家電製品の不法投棄防止対策に向け、抜本的な法整備を講じること。

リサイクル費用の料金体系の簡素化や家電リサイクル法について、様々な方法により不法投棄の罰則など十分に広報すること。

⑤ 自治体のパトロール強化や監視カメラの設置等不法投棄の未然防止のための経費に対する財政支援制度を充実すること。

#### 4) 製造事業者等への指導

- ① 生産者による販売店での回収ルートの構築を指導すること。
- ② 家電リサイクル法に基づき、市民の適正排出を促進する観点からも、製造業者等に対し、環境配慮設計による再商品化費用の更なる低減化を促進するための措置を講ずること。

#### 5) 引取場所数の拡大

指定引取場所のグループ別の廃止は実現したが、未だ引取場所数は不十分である。については、さらに指定引取場所数を増加すること。  
また、自治体が運搬する場合においては、指定引取場所に加えて直接リサイクルプラントでも引き取り可能な仕組みとすること。

#### 6) 引取義務外品

家電リサイクル法では、市民からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、その対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りを求められたもののみである。

については、引取り義務外品についても、電気小売業界による回収を義務付けるといった、市町村の負担をなくす全国統一の仕組みを構築すること。

### (2) 資源の有効利用の促進について

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）は、資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに係る各段階における製造者等の3Rのための義務や取組の判断の基準について定めているが、自治体や市民にとって必ずしも十分ではない。

については、制度の円滑な推進を図るため、

- ① 不法投棄された資源有効利用促進法の指定機器を自治体が回収し、製造等事業者に引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用は、自治体の重い負担となっているので、製造等事業者による費用負担とすること。
- ② 市民は、パソコンについて、製品ごとに製造等事業者に回収の申込をすることになるが、本体とモニターとで申込み先が異なる場合もあり、市民にとって申込手続きが煩雑となるため、他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること。

### (3) 使用済小型電子機器等のリサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に平成25年4月1日から施行され、自治体の参加状況については、「参加」又は「参加の意向」を示した自治体は、令和元年6月1日時点では、1,620市町村となっている。

については、自治体における小型家電リサイクル制度への取組をより一層推進するために、次の事項について要望する。

#### 1) 財政支援について

自治体における小型家電リサイクル制度の実施にあたっては、分別収集体制の構築及び市民への広報・啓発、及び保管施設等の整備を含めた初期費用、並びに使用済小型電子機器の回収から再資源化事業者への引渡しまでに要する収集・運搬等の費用は全て自治体の責任となっている。また、近年、大幅な逆有償での引渡しとなっている。

については、

- ① このリサイクル制度を持続可能な取組とするために、これまでの一部自治体のイニシャルコストに対する実証実験などによる支援だけではなく、自治体が円滑に制度を実施するために必要な費用であるイニシャルコスト、ランニングコストについても、国において財政的支援を講じること。
- ② 自治体・事業者の取組を情報収集・提供することでリサイクルシステムの効率化、

高度化を図るとともに、制度の普及のために幅広い広報普及活動に取り組むなど、自治体が参加しやすい体制を整備すること。

③ 再資源化にあたって、資源価格の下落等厳しい状況が続いていたが、平成 30 年の中国の固体廃棄物の輸入規制という特殊要因の影響により大幅な逆有償となっており、財政措置を講ずること。

また、法施行時と比べ、廃プラスチックの処理費が高騰しており、財政措置を講ずること。

## 2) 制度の仕組みの見直しについて

小型家電リサイクル法に基づく 3 R の取組を総合的に推進するためには、従来の自治体の収集を基底とした仕組みを見直し、関係事業者が主体となった制度を検討することが必要である。

については、販売者等が自ら回収する方法に改め、回収費用の全額を販売者・製造者が負担する仕組みに変更するなど、制度の仕組みを変更すること。

また、消費者に対してリデュース、リユースの重要性を周知すること。

近年、製品の多様化に伴い、加熱式たばこなど、制度当初設定した品目へ該当しない、又は該当するかどうか容易に判別がつかない新製品の排出が始まっている。については、まずは、既存品目の該当について明確化するとともに、必要に応じて対象品目の追加等を検討すること。さらに、新製品が販売されてもその都度指定する必要のないような対象品目選定の仕組みを構築すること。

事業者による直接回収を進めるにあたり、再資源化事業・廃棄物処理事業に係る知識等を習得する講習会を修了することや、収集又は運搬を行うときに、当該運搬車に表示をすることなどが要件であることが障壁となっている。については、当該要件の緩和などにより、事業者の直接回収を推進すること。

## (4) 使用済物品の適正な処理の確保について

違法な廃品回収業者における問題点については、平成 22 年 10 月 21 日付け「使用済物品の適正な処理の確保について」及び平成 24 年 3 月 19 日付け「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徵収や立入検査の実施を求めているが、廃棄物該当の判断が難しい。

については、このような状況の中で、効果的・効率的に適正処理を確保するために、

- ① 国からの自治体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底。
- ② 所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徵収や立入検査の実施、情報共有といった仕組みづくりを検討すること。

## 3. 食品リサイクルの推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に関しては、平成 26 年 10 月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について」の意見具申が提出された。

食品廃棄物等の発生抑制については、一定の成果があるものの、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」が年間約 612 万トン（平成 29 年度推計）あり、その削減が、取組むべき大きな課題となっている。

今後、食品ロス削減の取組を進めていく上では、各地域の実情に応じて、自治体と関係省庁、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携して取り組むことが必要となる。

また、登録再生利用事業者制度については、少なくとも排出事業者の所属する自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要なため、必ずしも使い勝手のよい制度設計になつていないのである。

については、食品リサイクル制度をさらに推進するために、次の事項について要望する。

### (1) 食ロス削減の取組

国においては食品ロス削減の取組が円滑に推進されるよう、自治体に対して効果的

な普及啓発を進めるための情報提供及び実態の把握など支援策を講じること。

また、各事業者の国への報告内容を自治体に提供すること。

更に、生産段階における廃棄物の資源化、商慣習としての3分の1ルールの是正など、流通段階における食品ロス対策について、国が積極的・効果的な施策を実施すること。

加えて、国において、事業者活動・消費者運動による食品ロス削減への取り組みを推進する施策・措置、及び法制度など必要な措置を講じること。

## (2) 登再利用事業者制度の見直し

食品リサイクル法で定める特例では、廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者のみ、登録再生利用事業者の事業場がある荷卸し地の市町村の許可を不要としているが、市町村長が、再生利用が確実と認めた食品循環資源のみを運搬する輸送業者についても、同様の特例を受けることができるよう制度を見直すこと。

食品関連事業者に該当しないが、食品ロスの排出量が多い学校や病院等の事業者の委託を受けて、食品循環資源を運搬する一般廃棄物収集運搬業者についても同様の特例を受けることができるよう食品リサイクル法を見直すこと。

## 4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

持続可能な社会の形成に向けて、3Rに係る諸施策を推進していくことが重要である。については、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

### (1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の見直し

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事業登録の取消しや営業の停止にはならないため、そのまま解体業を継続することが可能であり、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮している。

一方で、建設業法の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反により刑に処せられた場合は、営業停止処分を課すことができる。

については、解体工事業者に対して指導を効果的に行うため、建設リサイクル法の解体工事業登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事業の営業停止及び登録取り消し等の処分を課すことができるよう建設リサイクル法の見直しを行うこと。

### (2) 古紙・古布リサイクル

① 古紙等については、自治体が直接回収するか、又は集団回収の実施団体に対して活動支援の助成金等を支給しており、回収にかかる役務や費用が自治体等の負担となっている。長期的に安定した古紙・古布のリサイクルシステムを維持するとともに、自治体や住民の負担が過大とならないようとするため、古紙・古布の回収コストを製造・販売業者等の事業者負担とする仕組みを構築すること。

また、古紙の持ち去り行為は、法令等で有効な規制がないことから、各自治体において条例に罰則規定等を設け対応しているが、効果が限定的となっている。

については、持ち去られた古紙を流通させないための体制や罰則規定等を含めた法整備をおこなうこと。

② 古紙類は、中国の輸入規制により古紙の余剰が発生し、国内需要の頭打ちにより古紙価格が下落し、逆有償も増加し、古紙回収の中止や事業停止している古紙回収事業者も出ている。

古紙リサイクルシステムを維持するために古紙関連事業者への支援策も含め、再生古紙の積極的活用の啓発など、国内需要を創出することや、従来の紙から紙へのリサイクル以外の新しい取組などの導入支援も含めて、安定した国内流通ルートを拡大すること。

③ 古布は、主に海外へ輸出されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、

輸出や海外の工場の稼働が停止していることから、リサイクルが滞っている。

リサイクルシステム維持のために、関連事業者への支援など国内需要の創出を行い、安定した国内流通ルートを拡大すること。

- ④ 諸外国の輸入規制や新型コロナウイルス感染症拡大など、自然災害以外にも廃棄物適正処理を脅かす事態が多々発生していることから、非常時にも安定したごみ処理がなされるよう、市町村による事業継続計画策定の支援など、措置を講じること。

### (3) E P R (事業者責任) 法の制定

循環型社会の形成に向けて、国では「環境基本法」をはじめ法整備を進めてきたところであるが、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法に課題が多く、循環型社会形成の推進には不十分と言わざるを得ない。

持続可能な循環型社会を構築するために、あらゆる商品について、デポジット方式を基本とした廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生使用を製造販売業者に義務付けるとともに、「E P R (生産者責任) 法」を整備すること。

### (4) ごみ指定収集袋へのバイオマスプラスチック素材の利用促進

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、バイオマスプラスチックの利用促進が実効的取り組みとして挙げられており、ごみ指定袋のバイオマスプラスチック素材の導入が考えられる。

しかし、同素材の原価は従来の素材に比べて高く、製造コストや販売価格への影響が避けられないため、導入における追加費用の一部負担など、バイオマスプラスチック素材をごみ指定袋等に導入しやすくするための施策を推進すること。

ごみ指定収集袋のみならず、レジ袋やその他プラスチック製品にバイオマス素材を普及するためには、安定して大量にバイオマス素材を生産する必要があることから、生産体制の増強や、新たな素材の技術開発などの支援を行うこと。

## 第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の3の規定に基づき、全国的に自治体による適正な処理が困難となっていると認められる一般廃棄物として廃ゴムタイヤ等4品目が指定されている。

しかし、指定一般廃棄物を適正に処理することが困難な場合に、困難となっている処理の過程に限り、特定事業者に対して協力を求めることができる制度であるため、自治体の負担は依然として大きなままである。

また、指定4品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオン電池等の充電式電池、電子たばこ、加熱式たばこ機器類、薬品類、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）等の爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形状等から自治体においては適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

これら的一般廃棄物については自治体が処理することになっているが、処理を専門業者に委託しなければならないなど財政的負担も大きい。

このような状況を踏まえ、制度のあり方や問題となっている点について要望する。

### 1. 法整備の推進について

平成3年の廃棄物処理法の改正において適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、特定事業者に対して製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任や義務が不明確なため、特定事業者により有効な回収・処理の仕組みができるものは少ない。

については、次のとおり法整備等を要望する。

- ① 特定事業者に対して、責任を持って回収・処理する体制の構築を義務づけること。
- ② 製造者・販売者である特定事業者に対して、環境に配慮した製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について、適切な措置を講ずること。
- ③ 製品の特性に応じたデポジット制の導入を図ること。

## 2. 適正処理困難指定廃棄物について

指定4品目以外にも、スプレー缶類、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター等爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形状等から自治体においては適正処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

については、これら廃棄物の適正な処理を促進するために、適正処理困難指定廃棄物へ追加指定すること。

① スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオンバッテリー、充電式電池

② 水銀含有製品（水銀体温計、蛍光灯等）

③ 薬品類

④ 電動ベッド、電動カー等の介護用品

⑤ マッサージチェア等の健康用品

### （1）カセット式ガスボンベ、スプレー缶等について

廃棄物の収集運搬・処理の過程において、カセット式ガスボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たない。また、カセット式ガスボンベ、スプレー缶については、関係業界との合意により「中身排出機構の装着」など一定の方向が示されたが、なお残された課題も多い。

については、これらの爆発・危険性、有害性を有する製品について、早急に法整備も含め、適正処理基準を策定するとともに、販売店及び製造事業者による自主回収・処理システムを構築することや使い切れない場合の廃棄方法の確立を製造元に義務付けすること。

廃エアゾール缶を広域認定制度の対象品目に加えることを事業者に働きかけること。

### （2）リチウムイオン電池等の処理について

リチウムイオン電池やバッテリーはプラスチック製容器包装や不燃ごみへの混入が増加し、収集車両・中間処理施設等での発火・火災等が頻発し、安全上の課題となっている。

また、小型二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等）は（一社）J B R Cで回収されているが、J B R C会員でない事業者の製品や破損・液漏れ等があるものや取り外しのできないものは、回収の対象となっていない。

① 生産者は電池や充電池の取り外しの容易な製品を製造するなど、リサイクルを考慮した上での製造を行うこと。

発火性充電池の識別のための表示など製造者が改善すること。

② 販売店及び製造事業者が責任を持って、自主回収・処理する体制を一層充実すること。

③ 回収拠点の拡大等、市民が排出しやすい仕組みを構築すること。

J B R C会員の拡大、破損・液漏れ等のあるものや資源有効利用促進法で指定された品目以外の製品も回収対象とするなど、事業者責任による再資源化の徹底を図ること。

④ 加熱式たばこについて、たばこ業界全体で回収システムを確立すること

⑤ 自治体が負担している回収から資源化業者への引渡しに要する経費等を軽減すること。

### （3）廃スプリングマットレス等の回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難廃棄物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況であり、海外で製造された製品の処理も増加している。

特に、近年流通してきたポケットコイルは多大な負担となっている。

については、事業者処理責任を基本とした適正処理・リサイクルシステムの構築に向けて、必要な措置を講ずること。

#### (4) 水銀含有廃棄物の適正処理の推進について

平成 25 年 10 月に、熊本で「水銀に関する水俣条約」が採択された。条文に水銀の輸出規制をはじめ、大気や水、土壤等への排出削減、あるいは適切な水銀の保管等が規定された。

更に平成 29 年 10 月に改正廃棄物処理法施行令等が施行され、水銀を含む廃棄物の適正処理の一層の厳格化が図られたが、廃棄物処理法において、一般廃棄物については水銀含有廃棄物の回収規定がなく、環境省のガイドラインはあるが、各自治体の判断にゆだねられている状況にある。

については、

- ① 適正な処理の促進及び多様な回収ルートの確保の観点から、水銀使用製品を製造・販売している事業者による、水銀使用廃製品の自主回収を促進する仕組みを構築すること。
- ② 自治体が新たに分別回収の体制（収集・運搬・処分・保管）を構築する場合において、必要な財政措置を講じること。
- ③ 水銀排出抑制に伴う施設改造費について、財政措置を講ずること。
- ④ 廃棄物処理施設における水銀排出基準の設定に伴う自治体の施設改造費等について、国の財政措置を講じること。

#### (5) 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物について

農薬（特に PCB を含むもの）や薬品類等及びスプレー缶等の有害物質を含む廃棄物については、業界における処理システムの確立ができておらず、自治体において対応に苦慮している状況である。

については、関係事業者等（販売店を含む）による回収から処理までのルートを確立できるよう、指導、支援を図ること。

#### (6) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴い、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加し、その多様性も増している。

自治体においては、収集・選別作業時に刺傷、感染症の罹患等の危険性を伴うことから処理に苦慮しており、また、プラスチック製容器包装の識別マーク付きの医療パックが存在するなど、排出者である市民も分別する際の見分け方が難しく、混乱している状況である。

また、「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとの環境省通知が出されている。

については、

- ① 刺傷、感染症の罹患等の恐れのある在宅医療廃棄物については、各医療機関による全国統一的な回収・処理システムを早期に構築すること。  
また、拡大生産者責任の観点から、メーカーへの処理責任の分担について検討すること。
- ② 自治体や在宅医療を受けている市民に対し、感染性などの危険情報や適正な処分方法や安全性に関する、識別表示を統一、義務化するなど明確な指針を早期に示すとともに、情報提供をより積極的に図ること。

#### (7) 大型及び重量のある家電等について

大型及び重量のある、家電（電子レンジ・電気オイルヒーター）、電動ベッド・電動カーナビなどの介護用品及び電動マッサージチェアなどの健康用品等については、自治体における処理状況を調査するとともに、適正処理困難物の指定も検討し、適正処理・リサイクルを推進すること。

### 3. P C B 廃棄物の期限内処理の推進について

#### ① P C B 含有物の確実な処分のための制度設計

高濃度 P C B 含有物について掘り起し調査等を行い、塗膜などの P C B 含有物が

発見されている。特に低濃度P C B含有物の全容を把握した上で、調査対象や処分方法などの制度設計をすること。

② 未把握のP C B廃棄物掘り起こし調査への財政的支援

未把握のP C B掘り起こし調査は、調査件数の増大や短期間での集中的な調査となるため、経費が著しく増大している。

については、必要な財政措置を講じること。

③ P C B廃棄物の期限内処理に向けた積極的な広報・啓発

P C B使用製品・廃棄物については、保有している事業者の裾野が広いため、処理期限までの早期・適正な処理の必要性等について、大規模且つ効果の高い広報啓発を積極的に行うこと。

④ 高濃度P C B含有安定器類の処分期間満了後の改善命令から行政代執行に至るまで、かなりの事務負担が予想され、職員の増員が必要となるため、財政措置を講ずること。

また、低濃度P C B含有物の処分完了に向けた事務負担増に対し、現状の交付税措置に加え、増員に応じた財政措置を講ずること。

4. 一般廃棄物となる建材等について

従来、事業者のみが取り扱っていた建材や住宅設備について、最近ではホームセンターなどで一般市民でも容易に手に入るようになっている。しかし、これらが事業者を介さずに廃棄物となった場合は、一般廃棄物として取り扱われるため、自治体が処理責任を負うこととなるが、物の性状や量の面から一般廃棄物処理施設での処理が困難となっている。

については、これらの一般廃棄物となる建材や資材について、例えば製造若しくは販売する事業者が引き取り・処理する体制を構築するなど法制度を整備すること。

5. 紙おむつや医療系廃棄物について

① 超高齢化に伴い、紙おむつの排出が増え、収集運搬費、焼却処理費など自治体負担が増加するため、処理費用について、生産者・事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化・徹底すること。

また、紙おむつや医療系廃棄物について、生産者や事業者自体が発生抑制及び再生使用を進めるような、リサイクルシステムを構築すること。

② 自治体を始め民間事業者等が紙おむつリサイクル施設整備を検討する際の調査、設計・建設を支援する財政措置を講ずること。

また、紙おむつリサイクルの推進に向けて、事業者の技術開発支援など、より高度なリサイクルの実施を推進すること。

6. 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について

多くの自治体で適正処理が困難となっている一般廃棄物（引火性廃油、化学薬品、F R P製品、業務用機器など）は、現行法上は自治体の責任で、委託や許可業者によって処理を行うこととなっている。

しかし、近隣に処理可能な業者が不在であることなどの理由から、処理を行いたくてもできないのが現状となっている。

処理可能な業者が不在である一因としては、一般廃棄物と産業廃棄物に係る処理施設設置許可の要不要の問題が挙げられる。

については、現状では処理が困難な一般廃棄物を適正処理するための仕組みを構築すること。

#### 第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の自治体のみの努力では解決が困難な事項が多くある。については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

## 1. 再生可能エネルギー法について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）に基づく調達価格及び調達期間が告示されたところであるが、調達区分のバイオマスにおける固形燃料燃焼（一般廃棄物）に関し、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

### (1) 調達期間

固定価格買取期間は 20 年間となっているが、発電施設については 30 年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても、施設の長寿命化を進めている。

については、再生可能エネルギー供給量の拡大につながるため、調達期間を延長すること。

### (2) 調達価格

バイオマス発電について、全量を再生可能エネルギー固定価格にて買い取ること。

### (3) FIT法による設備の認定

余剰電力が発生する既設工場と同一敷地内に工場を増設した場合でも、再生可能エネルギー固定価格買取制度を適用すること。

また、近年の一般廃棄物処理施設は、基幹改良事業を実施することで、施設の長寿命化及び二酸化炭素削減を図っている。

については、再生可能エネルギー供給量の拡大につなげるため、FIT法の設備認定について、新設設備だけでなく、発電効率の向上等、二酸化炭素削減に関する基幹的設備改良（大規模改修）工事を行った設備については、FIT法による新設設備と同等の扱いとするここと。

### (4) 電源接続における廃棄物処理施設の適用除外について

固定価格買取制度導入以降、発電事業者からの連系希望が急増し、連系が制約されている地域が存在する状況から、電力広域的運営推進機関から「電源接続案件募集プロセス」のルール化、資源エネルギー庁から「上位系統の費用負担に関するガイドライン」が公表され、東京電力パワーグリッド㈱から、「電源接続案件募集プロセス」が公表された。

同プロセスの内容は、連携希望事業者を一律に扱い、入札により連携事業者を決定するものであるため、廃棄物処理施設の連携が不確実なものとなり、国庫補助事業推進を阻害するとともに、自治体に不測の費用負担を生じさせている。

については、同プロセスの適用対象工事から廃棄物処理施設を除外するなどの措置を講じられたい。

### (5) RPS経過措置廃止後、FIT制度の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定について

RPS経過措置については、平成 29 年度から 5 年で廃止されることが決定され、制度開始前に稼働している施設等は、FIT制度の適用除外であったり、数年で適用期間の終了を迎えるなど投資回収が十分できていない。

各自治体は、売電（FIT電気、新エネルギー等電気相当量など）による収入を活用し、一般廃棄物処理事業を維持運営しており、RPS経過措置廃止後、FIT制度の適用から外れる施設に対する新たな制度を制定すること。

### (6) 電力品質確保に係る系統連携技術要件ガイドラインの見直しについて

廃棄物発電について、当該ガイドラインにより高圧配電線との連携は 1 施設あたりの電力容量が原則として 2,000 kW 未満となっており、施設内での自家消費電力の大小にかかわらないものとなっている。

については、発電規模による制限ではなく実際の逆電流によるものとすること。

また、ごみ発電を行う場合、2,000kW 以上の発電機を設置し発電する場合でも変電所の容量や周辺の電力需要を考慮する中で、他の発電事業者と区別して、弾力的な系統連携を行えるようガイドラインを見直すこと。

#### (7) 廃棄物処理施設の系統連系について

一部地域において、一般送配電事業者が、基幹送電線に空き容量がないことを理由に、廃棄物発電などの再生可能エネルギーの新規逆潮流受入を行っていないなど、逆潮流の制約により、売電等の利用が困難な状況や、施設の発電能力を最大限活用できない可能性がある。

については、電力会社の送電線の増強を図るなど廃棄物発電の逆潮流が、確実・優先的に行えるよう、支援を講じること。

また既存の送電網により多くの空き容量を確保するとともに、廃棄物発電を系統に接続した電力会社に対して送電網増強の費用及び買電量の補助などのインセンティブを与える制度を構築するなど、送電可能量の拡大を図ること。

#### (8) 地域低炭素化モデル事業の継続について

地域の低炭素化をより確実に推進していくために、廃棄物焼却施設等の更新時期に合わせて活用できるよう、継続して実施すること。

既存の余熱利用施設の設備の改修や更新も適用可能となるよう要件を拡充すること。

また、エネルギー回収型廃棄物処理施設等と併せて整備する余熱利用施設の設備も補助対象とすること。

#### (9) 一般廃棄物処理施設におけるごみ投入量の管理方法について

再生可能エネルギーの促進及び温室効果ガスの発生抑制に向けて、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準において「施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。」と定められているが、一般廃棄物処理施設の投入量については、1日の投入実績の算定方法が不明確であり施設毎に計算方法も異なっており、より柔軟な管理方法を検討すること。

### 2. 電力の計画値インバランス制度について

国の進める電力システム改革において、平成28年4月から計画値同時同量制度が導入され、系統に連系する発電所は発電の計画値と実績値の差であるいわゆるインバランスを抑制することが求められるが、廃棄物発電は焼却不適物の混入により焼却炉の緊急停止があったり、また、搬入されるごみの性質が均一でないことから出力が安定しないため、計画値どおりに発電することは極めて困難である。

新制度では、制度設計の議論の中では、FIT認定を受けている発電所は特例対象となり、計画値どおりに発電しなくても、FIT価格で買取される予定となっているが、一方で、RPS認定の廃棄物発電等は特例対象とならず、インバランスのリスクは発電所又は小売電気事業者が負うことになっているため売電収入の減少が想定される。

については、自治体にとって、売電収入は貴重な歳入であることから、インバランス制度においては、RPS認定を含め全ての廃棄物発電を特例対象とし、適用除外とするこ

### 3. 小売電気事業者登録制度の充実について

平成27年度に全国規模で発生した特定規模電気事業者の経営破綻による売電電力料金が未収金となった事案は、契約先であった各自治体にとって大きな財政負担となっている。

また、平成28年4月1日より電力小売全面自由化が始まり、制度が変更されたことで、電気の小売を行うためには小売電気事業者の登録が必要となった。

については、小売電気事業者登録制度の充実について、特段の措置を講じるよう要望する。

#### (1) 定期的な経営状況の確認

自治体が個別的小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難である。小売電気事業者登録では、小売電気事業者の経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみであるため、定期的（毎年）に経営状況の確認を行い、自治体に対して必要な情報提供を行う仕組みを構築すること。

## (2) 審査体制の強化等

経営状況が悪化した小売電気事業者については、登録取消措置を行うなど審査を強化するとともに、速やかに情報の公表を行うこと。

## 4. 溶融スラグの利用促進について

### (1) 溶融スラグの有効利用を促進するための施策

溶融スラグの有効利用は、循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から重要な課題であると考えられるが、利用できるのはそれを生成した当該自治体が発注した公共工事等に限られており、一部の自治体では溶融スラグを最終処分している状況にある。利用を促進するためには、市場の確保が必要不可欠である。

については、

- ① 溶融スラグをグリーン調達品目に位置づけるとともに、国の公共工事に一定の割合で自治体が生成した溶融スラグの利用を義務付ける等積極的な利用促進策を講じること。
- ② スラグ流通の基盤となる広域的ストックヤードの整備等、循環型社会形成推進の構築に向けた環境整備を行うこと。

### (2) 堀り返した溶融スラグの取扱い

溶融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋戻し材等に利用し、後に堀り返した場合、溶融スラグが混入した残土については、産業廃棄物として処分せざるを得ない状況である。

しかし、その負担は大きく、埋戻し材としての利用促進の障害となっている。

また、品質において有害物質の溶出量は一般的な建設発生土と変わらないこと及びこれまで全国で利用されている量は多く、それらを処分することとなると、最終処分場の延命化等に逆行することとなる。

については、基準を満たす溶融スラグについては、利用条件を緩和し、土砂として取り扱えるようにすること。

### (3) 溶融副産物

溶融飛灰は、資源として利用価値が十分にあるので、有効金属の回収について、資源確保の観点から積極的に取り組むこと。

### (4) 溶融スラグの再生利用

「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」(平成21年10月2日環境省通知)により、溶融固化物の用途として、地中空間の充てん材が追加された。しかしこの利用については、多くの条件が課せられており、JIS規格相当の安全な利用を阻害している。また、地中空間の充てんと埋め戻しとの区分け(定義付け)が明確にされていないため、地下構造物の空間及び撤去空間跡等がいずれの利用になるのか判断が難しい。

については、円滑な利用を進めるため、地中空間充てんの利用条件を緩和すること。

また、地中空間の充てんと埋め戻しとの明確な区分け(定義付け)を行うこと。

## 5. ガラス製廃棄物(食器、鏡等)のリサイクルについて

食器、鏡、家具付属ガラス等のガラス製廃棄物の処理については、リサイクルシステムが構築されていない現状では、埋立処分に頼らざるを得ない状況にあるが、建設廃材等と比較すると付着物が少なく良質な資源物である。

については、

- ① 土木・建築資材として再商品化は可能なものの、使途が限定されており市場規模が小さいことから、ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムを構築すること。
- ② 粒度調整加工した資材を土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図ること、また、土木工事の埋戻し等に利用した後に掘削を行い処分する場合であっても、廃棄物ではなく建設発生土として取扱えるようにするなど、ガラス製廃棄物の利用の拡充を図ること。

## 6. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件に加え『委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」と、ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針としながらも、令第4条第5号の委託料のあり方について言及しているが、具体的にどのような場合に適合しているか否かという判断が明確になっていない。

については、「委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準を示すこと。

## 7. 手数料徴収事務の円滑な推進について

一般廃棄物の収集運搬事務等を民間業者に委託している場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第4条第6号の規定に抵触するおそれがある。

手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、自治体の徴収経費を増大させるばかりでなく、滞納の原因にもつながり、手数料の確実かつ効率的な徴収の面で、受益者負担の公平性に問題が生じている。

については、円滑な徴収ができるよう、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令及び同規定を見直すこと。

## 8. 安定型最終処分場の見直しについて

安定型最終処分場については、その安全性について市民の理解を得つつ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設となるよう、中央環境審議会の意見具申（「廃棄物処理制度の見直しの方向性」平成22年1月25日）「安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」とされたが、未だ新たな措置が講ぜられていない。

安定型処分場は近年の豪雨災害等における災害廃棄物処理に大きな役割を果たしており、国民から信頼が得られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設であることが求められている。

については、安定型最終処分場に係る問題事案の発生状況及び意見等を聴取し、関係法令の改正を含む実効的な対策を早急に講じること。

## 9. 産業廃棄物処理施設の集中について

地域によっては同一市域内において、産業廃棄物の最終処分場がこれまでに埋立てが終了したものも含めて集中して設置されており、さらに大規模な処分場を含む複数の建設新設計画がある。また、多くの中間処理施設が稼働しているなど、産業廃棄物処理施設が過度に集中している地域がある。

このようなことは、市民の生活・生産環境の保全及び市の将来像の実現に重大な影響を及ぼすことから、一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量について検討するなど、廃棄物処理法の抜本的な改正を講じること。

## 10. 漂流・漂着・海底ごみについて

海岸等に漂流・漂着・海底に堆積する大量のごみが、漁業や生活環境、景観に悪影響を及ぼしている。また、近年、発生源が明らかに海外と思われる廃棄物が主に日本海側に大量に漂着し、市民に対する危険性を回避するためのパトロールや市民周知、漂着物の回収等に多くの要員や費用が必要となるなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

また、当該漂着物には注射針や有害な内容物が含まれているものなどがあり、自治体の処理施設では処理できない場合は、専門業者に委託しなければならないなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

については、

- ① 自治体への特段の財政支援措置を講ずること。
- ② 発生源が明らかに海外と思われる廃棄物も漂着していることから、問題解決に向け周辺国との対策の連携に努めること。

離島における漂着ごみの回収やその処理への対応策を講じること。

#### 11. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

廃棄物処理コストについて市民に説明責任を果たす上で、「一般廃棄物会計基準」に基づいた計算結果を示すことが、最も適当と考えられる。

については、定期的に研修会を具体的な内容ごとに実施すること。

#### 12. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について

一般廃棄物処理業の許可期間については、現在政令により2年を下らない範囲で定めることとされているが、当該許可期間について産業廃棄物処理業に適用されている優良事業者への許可期間の延長と同様の優良事業者制度を導入すること。

#### 13. 国による広域的な最終処分場の確保について

ごみの排出抑制やリサイクルを進めつつ、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の資源化により最終処分量の削減に努めているが、焼却残渣の大幅な削減は困難な状況である。

ごみの安定処理のためには、安定して搬出できる最終処分場が必要不可欠であるが、その新たな確保は容易でなく、また、開設済みの最終処分場の残余年数も限られている。

については、国により広域的な最終処分場を確保すること。

#### 14. 無許可の廃棄物回収業者による廃棄物の収集に対する措置について

無許可の廃棄物回収業者が市民から廃棄物を回収し、高額な処理料金を請求する事例が発生している。自治体の許可や委託を受けずに家庭から出される廃棄物を業者が回収することは認められていないが、このような事態が拡散すると、地区外での処理や不法投棄につながる危険性もある。

については、無許可の廃棄物回収業者の利用を防止するべく、市民への広報・啓発の拡充に努めること。

#### 15. メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成、及び温室効果ガス排出削減により地球温暖化対策にも資することや災害時の自立分散型エネルギー源としての機能確保の観点からも、メタンガス化による再生利用等を推進することが必要である。

については、メタンガス化がより推進されるよう、現行のメタンガス化における再生利用率算入の考え方を見直すこと。

#### 16. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について

環境省指針や過去の震災の教訓等を踏まえ、大規模災害時には公衆衛生の確保や復旧・復興には、他都市からのごみ処理支援のより早い段階での要請や受入が極めて重要である。

また、東日本大震災以降、国では非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例を設けているが、手続きに一定の時間を要することから、災害廃棄物の中には産業廃棄物と同一性状でありながら、再資源化されず、埋め立て処分されている。

については、

- ① 大規模災害発生時には、Dウェストネットワークの仕組み等を通じて、他都市が直ちに被災地へ派遣できる車両・人員等を連絡し、迅速に支援要請などを行う手法を検討すること
- ② 大規模災害時には多量の廃棄物を迅速・適正に処理するため、災害廃棄物仮置場を開設する必要がある。

については、頻発する自然災害における災害廃棄物の仮置場として、緊急避難的措置として、都市公園法の公共オープンスペースを妨げない範囲で使用できるよう、柔軟な対応を図ること。

- ③ 各都市の被災時の間合せ窓口となる部署を平時から発信するなど、大規模災害時の連絡先を混乱するがないよう取り組むこと。
- ④ 大規模な災害発生時において、即座に産業廃棄物許可業者による災害廃棄物処理を可能とするなど、迅速な対応ができる仕組みを構築すること。

#### 17. 産業廃棄物処分業許可事業者に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における措置命令の実効性について

平成 30 年 4 月 1 日施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）において、事業の廃止をした者等により、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われている場合、これらのものに対し必要な措置を命じることができることとなった。

しかしながら、現行法では、措置命令を発出するためには、処理基準違反であることが条件となっており、処分業を失効していれば、明確に処理基準違反を問うことができない。

については、事業者が、産業廃棄物処分業の許可を失効した場合、同法第 12 条の「処理基準」がすべて明確に該当する内容ではないため、条文を追記する等、法令、改正を含む実効的な対策を講じること。

#### 18. 太陽光発電モジュール等の自主回収について

市民から太陽光発電モジュール（パネル）が持ち込まれた場合、一般廃棄物として扱わざるを得ないケースがあり、対応に苦慮している。

今後、大量の太陽光発電モジュールの廃棄が見込まれることから、

- ① 一般廃棄物として処理する場合の対応等について、国が方針を示すこと。
- ② メーカー等による引取りを義務づけたり・処理体制を構築するなど、適正な処理ルートの確保に向けた検討を進めること。

#### 19. し尿処理施設と下水道の接続について

「下水処理場」と「し尿処理施設」は両方とも汚水浄化を目的にしており、「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、使用する薬品・燃料が減少し、機器設備が少なくなることにより電気使用量も減少するため、両者を接続する上で必要な協議等を簡略化・マニュアル化するとともに、接続工事等についても基幹的設備改良事業の対象とすること。

#### 20. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について

福島県内における放射性物質を含む焼却灰等は、やむを得ず自治体の管理型最終処分場等で一時保管しているが、最終処分を行うことに住民の理解は得られず、埋め立て容量に余裕がなくなってきた。

については、早期に国が設置する処理施設で、全て一元的に管理・処分を行うこと。

- ① 指定廃棄物等（放射能濃度 8,000Bq/kg 超 100,000Bq/kg 以下）の焼却灰等（飛灰）国が設置している「最終処分場」または「中間貯蔵施設」に、早期に搬出すること。

また、国の搬出・処理スケジュールを早期に示すとともに、厳守すること。

- ② 放射能濃度 8,000Bq/kg 以下の飛灰等の焼却灰

現在は令和元年度に創設された国庫補助事業「放射性物質汚染廃棄物処理事業補助金」を活用し再資源化処理しているが、補助事業が令和 2 年度で終了するため、令和 3 年度以降も財政支援を講じること。

- ③ 保管する指定廃棄物となった焼却灰は、性状から全量をコンクリート固化する必要がある。

国の最終処分場である特定廃棄物埋立処分施設が受け入れを開始し、特定廃棄物セメント固化施設が本年 3 月から本運転を開始した。

国は輸送を開始したところであるが、スケジュール厳守に努め、早期に輸送を完了させること。

また、指定廃棄物処分計画の遅延、変更等が、事業運営に支障を来す場合には、国は必要な対応に協力すること。

さらに、100,000Bq/kgを超える指定廃棄物の処理スケジュールを早々に示すこと。

## 21. バグフィルター改良工事への支援

原子力発電所の事故発生後は、ごみ焼却施設の近隣住民の多くが、ごみの焼却に伴い、ばいじんとともに放射性物質が飛散するのではないかという不安を持っている。

ばいじん及び放射性物質は、バグフィルター（集じん装置）でほぼ除去、捕集されることが確認されており、国が対策地域内で行っている災害廃棄物処理業務の減容化施設においては、バグフィルターを1炉2基として、万が一の事態に備えている。

については、近隣住民に説明し、不安解消を図るため、焼却施設を減容化施設と同等に改良する工事について、その全ての費用を国庫補助事業の対象とすること。

## 22. 国による焼却施設及び最終処分場の整備

原子力発電所の事故発生後、福島県内でイノシシ被害防止のために捕獲しているイノシシの処分については、県内各自治体における共通の課題であり、広域的に対応する必要がある。

については、国が、焼却施設及び焼却灰などの埋立をする最終処分場を早急に整備すること。

## 23. 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について

事故発生に伴い、県内にある民間の焼却灰エコセメント化施設は操業を停止し再開の見込みは立っていない。そのためエコセメント化を計画していた焼却灰は最終処分場で処分され、最終処分場の容量の減少を招き、将来の処分計画に影響を与えることになる。

については、現時点では、最終処分場の容量減少に係る補償についての賠償項目がないため、最終処分場の容量減少に係る補償について、東京電力の賠償対象とすることや国の責任において、補てん又は新規施策により焼却灰の再資源化を行うこと。

## 24. 災害廃棄物処理補助金の継続について

被災自治体では、国からの財政支援策を最大限活用し、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に全力で取り組んでいる。

については、災害廃棄物処理事業は膨大かつ長期にわたることなどから、復旧・復興を達成するため、国の特例的な財政支援を継続すること。

## 25. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について

平成24年1月1日に放射性物質汚染対処特措法が施行され、廃棄物等の処理及び除染について具体的な方針が示されたところであるが、具体的な事務の処理を行う自治体では、国が定めた基準以下の廃棄物であっても、草木、剪定枝、草木をリサイクルしたチップや側溝汚泥、廃棄物焼却施設の焼却灰など、その処理には多くの問題を抱えている。

自治体によっては、周辺住民の反対により、焼却処理が出来ない状態であり、やむを得ず各市町村において、一時保管を続けている状況である。

については、放射性物質による汚染は、既に1自治体の能力では対応できる範囲を超えているので、国による具体的かつ総合的な対策を講じること。

また、放射性物質を含む川ざらい土砂等については、放射能濃度にかかわらず、早期に国の責任において管理処分すること。

## 26. 東日本大震災の災害廃棄物に係る放射性物質のモニタリング費用について

各自治体は、災害廃棄物の処理の安全性について、国や県の基準を満たしていることを確認して受け入れを行ったが、最終処分場周辺の住民は、放射性物質による健康被害への影響を心配している。

最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度測定については、平成26年度までは国からの財政措置で行ってきたが、平成27年度

は事業の見直しにより、一部自治体の費用負担となっている。

については、放射性物質のモニタリングについては、国が継続して必要な財政措置を講じること。

**27 . 放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について**

現在、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「特定一般廃棄物」となったばいじんは、放射性物質が溶出しないよう、最終処分場に埋め立てた後、上部を不透水層にするなど、廃棄物処理法に上乗せされた埋立基準が適用されている。

一般廃棄物の最終処分場は、埋立廃棄物に雨水を浸透させることで、安定化を図るものであるが、上乗せ基準で埋め立てた区域は、雨水が浸透しないことから、埋立地内部が安定化するまでに長期間を要し、浸出水処理など維持管理費用が増大するとともに、将来的な跡地利活用にも大きく影響をおよぼすこととなる。

については、雨水が浸透して埋立地内部が安定化するよう、特措法の埋立処分基準を改正すること。

**28 . 新設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について**

既存の一般廃棄物焼却施設は、放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物処理施設」に該当し、排ガスの放射能濃度等を測定するなど、廃棄物処理法に上乗せされた維持基準が適用されているが、ばいじんの放射能濃度が  $800\text{Bq/kg}$  以下であるなど、国が確認した場合は、「一般廃棄物処理施設」にもどり、上乗せ基準の適用が除外される。

については、行政区域内の施設が、国の認定を受けて、全て「一般廃棄物処理施設」である場合は、新設の一般廃棄物焼却施設は、国の確認を受けずとも特措法の適用除外となるよう法改正すること。

**29 . 放射性物質汚染対処特措法に基づく特定一般廃棄物の焼却施設に係る対象地域要件の見直しについて**

一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじんが特定一般廃棄物に該当する対象地域において薬剤処理したばいじんの値が最大  $450\text{Bq/kg}$  であり、多くは  $100\text{Bq/kg}$  を下回る状況にある。

については、ばいじんの資源化を推進するため、個別施設ごとの確認により対象から外すだけでなく、現状の放射性物質の現状を踏まえて対象地域から外すなど、要件の見直しを図ること。